

公 告

分任契約担当
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6S6C1HK00410		62E81AE0004 0001						
品名 または 件名								
WSL－FU240S30－T大型車両用オートリフト定期点検（6年点検） ほか1件								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	UN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
各地				各地				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
後方支援大隊 清原2曹（2757）				令和8年7月31日（金）～令和9年3月30日（火）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年6月4日（木）10時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1)入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2)公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）、相浦駐屯地、大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

(3)落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊長とする。

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ 郵便事故や必要書類の提出漏れ等の絶無を図るため、入札に参加する場合は事前に参加意思の表明をすること。連絡手段は自由とするも、担当者への電話連絡を推奨する。その際、入札参加方法（現地参加・郵便入札等）についても明らかにされたい。
- ウ 質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
- エ 郵便等による入札参加方法を推奨する。これは感染症蔓延防止などの防疫上の観点によるものであり、入札参加を希望する業者は努めて追及すること。なお、これは必ずしも現地での入札参加を制限するものではない。
- オ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年6月4日（木）09時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- カ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- キ 資格審査結果通知書の写しを入札日の前日（前日が休日の場合は更にその前日）までに努めて提出すること。
- ク 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- ケ 第7項（8）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- コ 市価調査書については、令和8年6月1日（月）17時00分までにFAX又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。

(9) 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
TEL 0956-47-2166
FAX 0956-47-2166
(内線2344 ※音声ガイダンスに沿って切り替えが必要です。)

メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項 : 第363会計隊契約班 稗田 内線2347
製品及び仕様書に関する事項 : 品目別内訳書参照

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S6C1HK00410						単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	使用期限等			引 渡 場 所		
	品 名									搬 入 場 所		
	部品番号 または 規格											
	使用器材名					仕様書番号				グループ	納 期	検査 包装
1	62E81AE0004	0001			UN	1.00				水陸機動団後方支援大隊第2整備工場		
	WSL-FU240S30-T大型車両用オートリフト定期点検（6年点検）								水陸機動団後方支援大隊第2整備工場			
	仕様書のとおり								後方支援大隊 清原2曹（2757）			
									令和8年7月31日～令和9年3月30日			
2	62E81AE0009	0001			UN	1.00				水陸機動団後方支援大隊第1整備工場		
	WSL-PSFU240大型車両用オートリフト定期点検（3年点検）								水陸機動団後方支援大隊第1整備工場			
	仕様書のとおり								後方支援大隊 清原2曹（2757）			
									令和8年7月31日～令和9年3月30日			
				- 以下 余 白 -								

調達要求番号：62E81AE0004

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	491028509695	仕様書番号
WSL-FU240S30-T 大型車両用オートリフト定期点検（6年点検）	AWF0000V004	
	作成	令和8年5月11日
	変更	
	作成部隊名	水陸機動団後方支援大隊
	作成者	4係 清原2曹

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する大型車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002Rの1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約6年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名	器材番号（シリアル番号）
1	491028509695	2482401	WSL-FU240S30-T 大型車両用オートリフト定期点検（6年点検）	WSL-FU240S30-T（20D0316）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001AB 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002R 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

B) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 Rの2.3に示す、確定作業方式によるものとし、標準作業表は表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承諾を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書に指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離そのた使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元に調整するものとする。

4.2 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 Rの2.9.6により返納するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 a)		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 A B の 7.4 による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書 a)		—
注 a) 必要に応じ提出する。		

4.4 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績者	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約 条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 A B の 7.4 による。

4.5 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の確認 2 障害物（周囲） 3 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当者にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見やすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6 2 E 8 1 A E 0 0 0 4
	調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 1 日
	作成部隊	水陸機動団後方支援大隊
	作成年月日	令和 8 年 5 月 1 1 日
	作成者	4 係 清原 2 曹
品名	WSL-FU240S30-T 大型車両用オートリフト定期点検（6 年点検）	
仕様書番号	AWF 0 0 0 0 V 0 0 4	

指定事項：今回調達する大型型車両用オートリフト定期点検は次による。

1 仕様書 2.2.1 点検機器

品名	規格	単位	数量
WSL-FU240S30-T 大型車両用オートリフト定期点検 （6 年点検）	WSL-FU240S30-T	台	1

2 仕様書 2.2.5 整備実施場所

整備実施場所は、長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 陸上自衛隊相浦駐屯地 第 2 整備中隊整備工場とする。

3 仕様書 2.2.6 部品・副資材

点検機器の交換部品は、表 5 とする。

表 5－交換部品

連 番	型 式	品 名	数 量
1	X32	07-15M1 アクスル受板 ウレタン	2 個
2	X32	09-10 マニホールドブロック	2 個
3	X32	09-11 軸	2 個
4	X32	08-12 圧縮コイルバネ	2 個
5	X32	08-13 Oリング	2 個
6	X32	08-14N 軸受 (A)	2 個
7	X32	09-15 キャップOリング	2 個
8	X32	08-16W 軸受 (B)	2 個
9	X32	09-17W ドッグ	2 個
1 0	X32	09-22 リミットスイッチ	2 個
1 1	X32	08-25N スペーサ	2 個
1 2	X32	08-26N Oリング	4 個
1 3	X32	08-30 長ニップル	2 個
1 4	X32	08-31 高圧異径エルボ	2 個
1 5	X32	08-32 アダプタ	2 個
1 6	X32	09-38 サクションフィルタ	2 個
1 7	X32	08-45N 端子台	2 個
1 8	X32	08-50 油圧ポンプ	2 個
1 9	X32	08-55 リテーナー	2 個
2 0	X32	08-A2 リフティングバルブ Assy	1 式
2 1	X32	09-A2 リフティングバルブ Assy	1 式
2 2	X32	12-12 電磁開閉器	2 個
2 3	X32	12-13 可逆電磁開閉器	1 個
2 4	X32	12-15 ホイスト用押御開閉器	1 個
2 5	X32	12-16 キャオウタイヤコード	1 個
2 6	X32	作動油 1 0 0 L	1 式

調達要求番号：62E81AE0009

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	2482401	仕様書番号
WSL-PSFU240 大型車両用オートリフト定期点検（3年点検）	AWF0000V009	
	作成	令和8年5月11日
	変更	
	作成部隊名	水陸機動団後方支援大隊
	作成者	4係 清原2曹

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する大型車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002Rの1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名	器材番号（シリアル番号）
1	2482401	2482401	WSL-PSFU240 大型車両用オートリフト 定期点検（3年点検）	WSL-PSFU240（2L0011）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001AB 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002R 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

B) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検要領の徹底について（通達）

[陸幕武化第556号（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があつてはならない。

なお、点検は必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 Rの2.3に示す、確定作業方式によるものとし、標準作業表は表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合は、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承諾を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書に指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離そのた使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 官側の支援

点検に必要な人員及び車両については官側の支援を受ける事ができる。

なお、支援を受ける場合は、必要事項を調達要求元に調整するものとする。

4.2 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2 Rの2.9.6により返納するものとする。

4.3 提出書類

提出書類は、表 2 による。

表 2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 a)		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 A B の 7.4 による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書 a)		—
注 a) 必要に応じ提出する。		

4.4 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績者	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約 条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 A B の 7.4 による。

4.5 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の確認 2 障害物（周囲） 3 器材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防錆処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当者にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見やすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	6 2 E 8 1 A E 0 0 0 9
	調達要求年月日	令和 8 年 5 月 1 1 日
	作成部隊	水陸機動団後方支援大隊
	作成年月日	令和 8 年 5 月 1 1 日
	作成者	4 係 清原 2 曹
品名	WSL-PSFU240 大型車両用オートリフト定期点検（3 年点検）	
仕様書番号	AWF 0 0 0 0 V 0 0 2	

指定事項：今回調達する大型型車両用オートリフト定期点検は次による。

1 仕様書 2.2.1 点検機器

品名	規格	単位	数量
WSL-PSFU240 大型車両用オートリフト定期点検 （3 年点検）	WSL-PSFU240	台	1

2 仕様書 2.2.5 整備実施場所

整備実施場所は、長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 陸上自衛隊相浦駐屯地 第 1 整備中隊整備工場とする。

3 仕様書 2.2.6 部品・副資材

点検機器の交換部品は、表 5 とする。

表 5－交換部品

連 番	型 式	品 名	数 量
1	X32	02-05H MC ウェアリング	2 個
2	X32	02-06H スクレーバ	2 個
3	X32	02-08H MC ライナー	1 4 個
4	X32	02-15M 高圧ゴムホース	2 本
5	X32	02-16M1 爪 (B)	4 個
6	X32	02-17M 爪取付板	4 個
7	X32	02-1B 六角穴付ボルト	8 個
8	X32	02-19 六角ボルト用ばね座金	8 個
9	X32	02-20 平座金	8 個
1 0	X32	02-21W リンク	4 個
1 1	X32	02-22W ピン (A)	4 個
1 2	X32	02-23 スナップピン	2 0 個
1 3	X32	02-24M 06×60 ピン	4 個
1 4	X32	02-26M アジャストナット	2 個
1 5	X32	02-27M 爪解除ロッド	2 個
1 6		02-2B 六角ナット	4 個
1 7	X32	02-29 ソレノイド	2 個
1 8	X32	02-30M ピン (B)	2 個
1 9	X32	02-40 リミットスイッチ	2 個
2 0	X32	02-63 WC ウェアリング用シム調整板 0.2	2 個
2 1	X32	02-64 WC ウェアリング用シム調整板 0.1	2 個
2 2	X32	02-67 WC ライナー用シム調整板 0.1	1 4 個
2 3	X32	05-04 単列深清玉軸受	4 個
2 4	X32	05-05 軸用 C 型止め輪	4 個
2 5	X32	05-13 単列深清玉軸受	4 個
2 6	X32	06-07M トルクリミッタ	1 個
2 7	X32	06-10 単列深清玉軸受	4 個
2 8	X32	06-25 ローラチェーン	1 本
2 9	X32	06-30 ターンバックル	1 個
3 0	X32	06-31 ワイヤクリップ	2 個
3 1	X32	06-32 ワイヤ	1 本
3 2	X32	06-33 滑車	1 1 個
3 3	X32	08-A-01 電磁チャックバルブ Assy	2 式
3 4	X32	09-A-01 電磁チャックバルブ Assy	2 式

連 番	型 式	品 名	数 量
3 5	X32	10-27W ホイスト用制御開閉器	1 個
3 6	X32	10-32 キャブタイヤコード	1 本
3 7	X32	作動油（#46）100L	1 式

入 札 書

令和 8 年 6 月 4 日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未 殿

住 所
会 社 名
役 職 名
代 表 者 名

金¥ (税抜) 担 当 者
連 絡 先

内		訳				
No.	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	WSL-FU240S30-T大型車両用オートリフト定期点検(6年点検)	仕様書のとおり	台	1		
(内訳)						
	1.交換物品等		式	1		
	2.作動油代		式	1		
	3.リフト定期点検作業工賃	人数×時間×日数	式	1		
	4.車両代		式	1		
	5.オイル交換作業工賃		式	1		
	6.消耗品費	グリス・ウエス等	式	1		
	7.一般管理費		式	1		
	8.その他諸経費	その他	式	1		
2	WSL-PSFU240大型車両用オートリフト定期点検(3年点検)	仕様書のとおり	台	1		
(内訳)						
	1.交換物品等		式	1		
	2.作動油代		式	1		
	3.リフト定期点検作業工賃	人数×時間×日数	式	1		
	4.車両代		式	1		
	5.オイル交換作業工賃		式	1		
	6.消耗品費	グリス・ウエス等	式	1		
	7.一般管理費		式	1		
	8.その他諸経費	その他	式	1		
		合 計				
履 行 場 所		陸上自衛隊 相浦駐屯地				
履 行 期 間		2026/7/31～2027/3/30				

※ 当社(当団体)は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。
※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」

市価調査書

令和 8 年 6 月 3 日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未 殿

住 所
会 社 名
役 職 名
代 表 者 名

金¥ (税抜) 担 当 者
連 絡 先

内			訳			
No.	品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額
1	WSL-FU240S30-T大型車両用オートリフト定期点検(6年点検)	仕様書のとおり	台	1		
(内訳)						
	1.交換物品等		式	1		
	2.作動油代		式	1		
	3.リフト定期点検作業工賃	人数×時間×日数	式	1		
	4.車両代		式	1		
	5.オイル交換作業工賃		式	1		
	6.消耗品費	グリス・ウエス等	式	1		
	7.一般管理費		式	1		
	8.その他諸経費	その他	式	1		
2	WSL-PSFU240大型車両用オートリフト定期点検(3年点検)	仕様書のとおり	台	1		
(内訳)						
	1.交換物品等		式	1		
	2.作動油代		式	1		
	3.リフト定期点検作業工賃	人数×時間×日数	式	1		
	4.車両代		式	1		
	5.オイル交換作業工賃		式	1		
	6.消耗品費	グリス・ウエス等	式	1		
	7.一般管理費		式	1		
	8.その他諸経費	その他	式	1		
		合 計				
履 行 場 所		陸上自衛隊 相浦駐屯地				
履 行 期 間		2026/7/31～2027/3/30				

※ 当社(当団体)は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。
※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」